

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー環境計画指針）の一部改正……………
……………（環境局地球環境エネルギー部計画課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
- 貸金業法による行政処分……………
……………（産業労働局金融部貸金業対策課）…四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…五
- 開発行為に関する工事完了……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五

告示

●東京都告示第九百四十号

平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー

「環境計画指針」の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

第四 四(一)、五(一)並びに六(一)及び(二)中「2015年度」を「次年度」に改める。

別記第一号様式その二及びその三中「2015年度」を「次年度」に改める。

●東京都告示第九百四十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第八百九十八号及び第千四百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

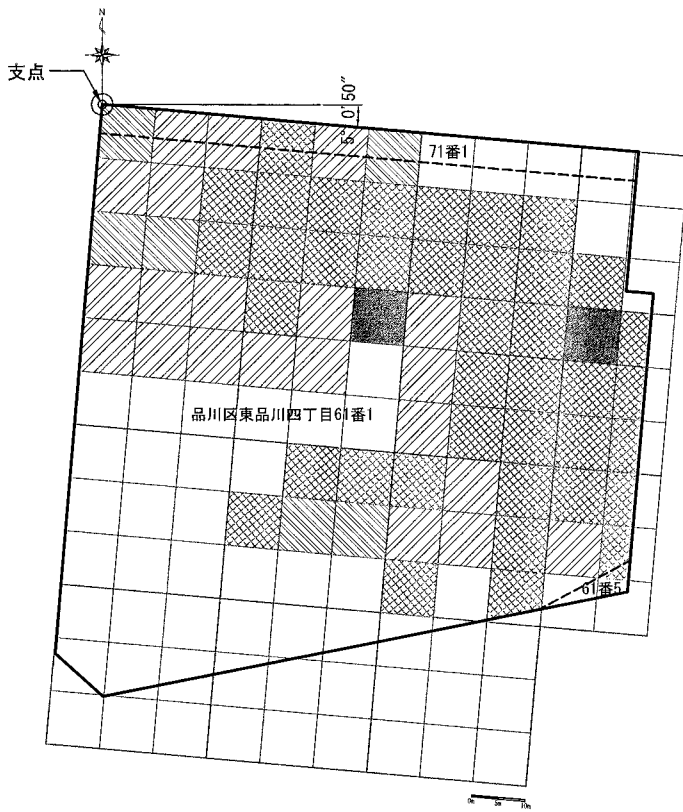
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東品川四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去及び土壤汚染状況調査の実施

別図



支点
支点は、品川区東品川四丁目71番1の最北端とする。

格子の回転角度
5度0分50秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

	単位区画		筆境界
	敷地境界		平成25年東京都告示第898号による指定を解除する区域
	平成25年東京都告示第1421号による指定を解除する区域		形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第898号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第898号により指定した区域のうち、特定有害物質の種類の一部を除外する区域)		

●東京都告示第九百四十二号

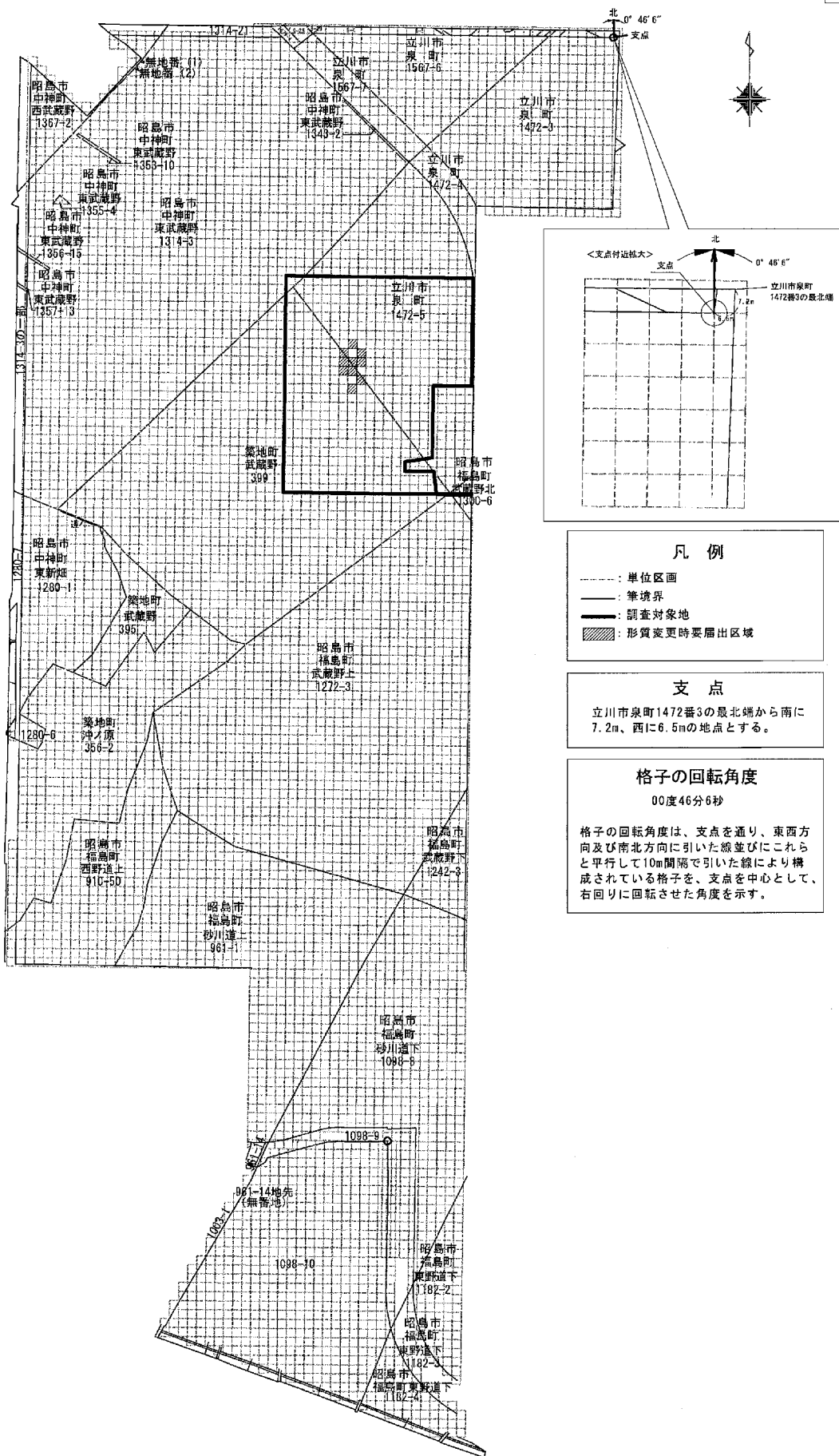
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月三日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市泉町及び昭島市築地町字武蔵野地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域

支点

立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

格子の回転角度

00度46分6秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十三号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 株式会社エス・ジー・ファイナンス

(二) 氏名(法人の場合)は代表者氏名) 岡田 尉二

(三) 主たる営業所の所在地 千代田区外神田三丁目三番三号 秋葉原横町ビル五階

(四) 登録番号 東京都知事(1)第三二四七四号

(五) 登録年月日 平成二十五年三月二十八日

二 処分年月日 平成二十七年五月十三日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に應ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十七年五月二十二日から同年七月五日まで(四十五日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五

条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢者住環境リフォームプロジェクト

三 代表者の氏名

南金山 崇、田口 一生

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目九番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅の認知症患者およびその家族を対象として、その疾患から生じる各種の介護上の困難や負担の実状を把握研究するとともに、介護負担軽減につながる住まいのリフォーム研究・実践並びに機器類あるいはサービスの企画・開発およびその普及に関する事業を行い、患者・家族ができるだけ長期に亘り住み慣れた家での生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人薬物乱用防止協会

三 代表者の氏名

安原 幸宏

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野六丁目二十一番二号 サニーハイ

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、薬物乱用の防止のため地域社会あるいは、学校等における講演会などの教育啓発活動を行うとともに、薬物乱用防止に関する調査研究並びに企画立案、薬物依存症患者またはその家族等に対する支援活動を行うことで、保健、医療、福祉の増進を図り健康で安全な社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ストリートワーカーズコープぼたらか

三 代表者の氏名

平尾 弘衆

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区八広六丁目一番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に住む所を失い、職を失った生活困窮

者に対して国籍を問わず、衣・食・住を提供し、生活相談等の自立支援事業を行うと同時に身寄りのない死者を手厚く葬る助葬事業を行う。また、東北大震災の被災者とも協働連帯し、相互扶助的な豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人21環境研究協会

三 代表者の氏名
茂木 良一

四 主たる事務所の所在地
東京都港区芝浦三丁目十四番十九号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く我国全般(国、地方自治体、企業、市民など)に対して、環境の回復・保全・創造に関する事業を行い、地域及び地球環境問題の解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月三日
東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人不動産トラブル解決センター

三 代表者の氏名
須佐 勝士

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番十六号

五 定款に記載された目的
本法人は、全国における不動産トラブルに関する様々な問題をかかえた不特定多数の個人、団体などに対して、不動産に関する専門家による問題解決への助言及び支援に関する事業を行い、不動産に関するトラブルを解決し、また未然に防ぎ、安心できる豊かな暮らしが実現することを旨とし、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月三日
東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東久留米市南沢五丁目千八百一、同番四、同番五及び同番七から同番十まで
練馬区石神井町二丁目二十一番一、同番四、同番五及び同番七から同番十まで
一建設株式会社

許可を受けた者の住所及び氏名

代表取締役 堀口 忠美
東村山市廻田町四丁目十八番九の一部、同番十及び同番二十九の一部
江藤 保久
新宿区西新宿一丁目二百六番二番一、同番三の一部、同番五並びに二百七番三及び同番十の一部、二百九番一並びに二百三十四番三の一部
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一

代表取締役 堀口 忠美
東村山市廻田町一丁目二十一番九の一部、同番十及び同番二十九の一部
江藤 保久
新宿区西新宿一丁目二百六番二番一、同番三の一部、同番五並びに二百七番三及び同番十の一部、二百九番一並びに二百三十四番三の一部
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002



リサイクル適性